

斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法隆寺をはじめとする世界文化遺産が存する本町の魅力ある歴史的な町並みの維持を図りながら、観光まちづくりを推進するために、それらを目的とする修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点区域 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に基づき作成し、同条第8項に基づく主務大臣の認定を受けた斑鳩町歴史的風致維持向上計画に記載されている重点区域をいう。
- (2) 特別用途地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区をいう。
- (3) 歴史的風致形成建造物 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第2項第6号の計画期間内に限り、町長が同法第12条に基づき指定する建造物をいう。
- (4) 修景 建築物及びそれに付属する外構を歴史的な町並みに調和する新築、増築、改築、改修、移設等をする行為をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者に対して交付する。

- (1) 重点区域内における歴史的な町並みの景観形成を目的として修景整備を行おうとする者
- (2) 町税に滞納がない者
- (3) この要綱による補助金の交付を受けようとする修景事業に関して国、県、町の他の制度による補助金を受けていない者

(補助対象事業及び補助金の交付額)

第4条 補助対象となる修景事業の内容、補助金額及び補助限度額は、別表第1のと

おりとする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付を受けることができる者は、別記1の補助対象箇所において、修景事業を行おうとするものとする。
- 4 補助対象となる修景事業は、当該事業に係る補助金の交付申請のあった日の属する年度内に完了するものでなければならない。ただし、事業の規模や内容により、当該年度内に完了することが困難な場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、まちなか観光景観形成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 実施設計書(設計見積書)及び工事設計図面(配置図、平面図、立面図、仕上表、建具表、仕様書等)
- (3) 着工前の状況を示すカラー写真
- (4) 所有者であることを証する書類(登記事項証明書等)
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) 建築確認済証等(建築確認等を要する行為の場合のみ)
- (7) 使用貸借契約書(申請者が所有者以外である場合のみ)
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、予算の範囲内で、まちなか観光景観形成事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付することができる。
- 3 交付決定前に、都市計画法、建築基準法等関連法令における手続きにおいて、事前に必要な許可等を受けていることとする。

(補助金交付の申請事項の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、まちなか観光景観形成事業計画変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請事項の変更の承認申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、計画の変更を認める場合は、まちなか観光景観形成事業計画変更承認書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を中止し又は廃止しようとするときは、まちなか観光景観形成事業計画中止・廃止承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による事業の中止又は廃止の承認申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、計画の中止又は廃止を認める場合は、まちなか観光景観形成事業計画中止・廃止承認書(様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかにまちなか観光景観形成事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第10号)
- (2) 実施工事図面
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 支出証拠書類
- (5) 着工前、工事中、工事完成の状況を示すカラー写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(完了検査)

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに書類及び現場を審査し、町職員をして完了検査を行わせるものとする。

2 前項の完了検査を行った職員は、検査の結果、適正に事業が完了していると認めるときは、まちなか観光景観形成事業検査調書(様式第11号)を作成するものと

する。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による審査及び完了検査の結果、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、まちなか観光景観形成事業補助金交付額確定通知書(様式第12号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、まちなか観光景観形成事業補助金交付請求書(様式第13号)による補助事業者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命じるものとする。

(立入検査)

第15条 町長は、当該補助事業を適正に執行するため必要があると認めるときは、町職員をして補助対象となる修景施設の整備工事等の施工の現場において、立ち入り検査を行わせ、状況を確認させることができる。

(現状変更の制限等)

第16条 補助事業者は、補助対象となった修景施設について、補助事業が完了した後の10年間、補助対象となった修景施設の外観を変えるような現状変更行為をしてはならない。ただし、特別の理由等により町長の承認を受けた場合は、その限りではない。

2 補助事業者は、補助対象となった修景施設の保守及び保全に努めなければならない。

3 補助事業者は、補助対象となった修景施設を第三者に賃貸し、又は譲渡した場合は、前2項の規定を当該第三者に継承させなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。